

船舶事故調査報告書

平成29年2月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	平成28年5月22日 14時20分ごろ
発生場所	島根県松江市沖ノ御前島南岸 美保関灯台から真方位044° 1.8海里付近 （概位 北緯35° 35.4′ 東経133° 21.1′）
事故の概要	瀬渡船第3ふくまかん丸は、釣り客の収容作業中、船首部が岩場に衝突した。
事故調査の経過	平成28年7月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	瀬渡船 第3ふくまかん丸、9.7トン
船舶番号、船舶所有者等	272-12876島根、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部の喫水線上の外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 ほぼ高潮時
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を収容することとし、沖ノ御前島南岸で、機関を使用して岩場に船首部を押し当てていたところ、東北東方からの風波を受けて船体が動揺し、船首部の防舷材として使用していたゴムタイヤがずれ、船首部が岩場に衝突した。</p> <p>本船は、船首部の喫水線上の外板に破口を生じており、帰航中、同破口部から海水が船内に浸入するので、最寄りの松江市才港に寄港して釣り客を下船させ、船内に滞留した海水を排出した後、自力で定係地である松江市美保関漁港に戻った。</p> <p>船長は、沖ノ御前島での瀬渡し経験は豊富であった。</p>
分析	本船は、沖ノ御前島の岩場で釣り客の収容作業中、東北東方からの風波を受けて船体が動揺し、船首部の防舷材として使用していたゴムタイヤがずれたことから、同岩場に船首部が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、沖ノ御前島の岩場で釣り客の収容作業中、東北東方からの風波を受けて船体が動揺し、船首部の防舷材として使用していたゴムタイヤがずれたため、同岩場に船首部が衝突したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬渡船の船長は、気象及び海象情報を適宜入手し、天候等の変化

	<p>に注意を払い、荒天が予想される場合には、早めに釣り客を迎えに行くなどの適切な対応をとることが望まれる。</p>
--	--